

## 次世代法 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法における活躍の推進に関する法律」に基づき次の通り一般事業計画を策定します。

### 1 行動計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日 までの2年間

### 2 行動計画 次世代育成支援対策の内容として定めた事項

|            |  |
|------------|--|
| 目標①        | 若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例紹介の機会の構築  |
| 実施時期<br>対策 | ●令和6年4月1日～<br>・ホームページのリクルートサイトの構築（ロールモデル紹介）<br>・キャリアパスの再周知                             |
| 目標②        | 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間8日以上とする  |
| 実施時期<br>対策 | ●令和6年4月 有休休暇取得状況の実態把握<br>●令和6年5月 取得状況を管理者会議にて周知・検討開始<br>●令和6年6月 社内掲示板等で有給休暇取得促進の取り組み開始 |

## 女性活躍推進法 一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき次の通り一般事業計画を策定します。

### 1 行動計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日 までの2年間

### 2 行動計画 女性の職業生活における活躍推進に関する事項

#### (1)数値目標

|      |  |
|------|--|
| 目標①  | 非正職員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講率を前年同期より10%アップを目指す                |
| 実施時期 | 令和6年4月1日～  |
| 取組内容 | 研修への出席状況の把握<br>研修カリキュラムの周知と倦怠<br>e-ラーニングの活用                |
| 目標②  | 男女の平均勤続勤務年数を8年とする  |
| 実施時期 | 令和6年4月1日～  |
| 取組内容 | 新入職員の教育体制の改善とマニュアルの有効活用の改善<br>中途採用者に対する研修の充実や入職後アンケート実施の検討 |

#### (2)取り組み内容

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 目標   | 各事業所へのヒアリング、アンケート実施   |
| 実施時期 | 令和6年4月1日～             |
| 取組内容 | 改善策を実行し受講率や勤続年数の向上を図る |